平成２９年（フ）第５３１１号
東京都江戸川区西小岩１丁目６－５－100
債務者　門野　秀司
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３１４号
東京都江戸川区大杉４丁目24－９－101
債務者　篠田　　涼（旧姓熊上）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３２０号
東京都墨田区京島１丁目32－14－102
債務者　石井しのぶ
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３２４号
東京都足立区東和５丁目１－４－204
債務者　澤田　龍也
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３２６号
東京都渋谷区笹塚１丁目32－11
債務者　樋口　有世
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３２７号
東京都江東区亀戸６丁目１－４－502
債務者　真壁　智子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９号
北海道旭川市秋月２条２丁目６番11号　ハイツ　カワタ　１－Ｃ号
債務者　武田　茂雄
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４２号
北海道旭川市豊岡３条５丁目３番６号　フレンドハウス101号室
債務者　神田　有香
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６号
北海道旭川市春光５条１丁目１番２－1509号
市住1509号
債務者　小瀧　厚子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５４０号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目11番３－905号
債務者　大川　清美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６７０号
大阪市東成区大今里西３丁目15番６－508号
債務者　渥美　　栄
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７０８号
大阪市城東区蒲生２丁目４番18号　アクロス京橋　301
債務者　フォーコーナーズこと　木下　卓洋
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４４号
大阪市西成区花園南２丁目２番29号　寿々香ハイツ　202号
債務者　吉川　孝文
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７１号
大阪府高槻市安岡寺町４丁目19番22号
債務者　小瀧　慎司
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７号
長崎県南島原市北有馬町戊2625番地１市営北有馬本町第２団地101号
債務者　中村　芳春
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係